会計検査院

（事務総長官房審議官）会計検査院事務官　藤崎　健一

第四局担当を免ずる

第二局担当を命ずる

（同）同　河北　公郎

第二局担当を免ずる

第四局担当を命ずる（以上十一月二十二日）

叙位・叙勲

○叙位

（宮城教育大学名誉教授）正八位　村瀬　隆二

正四位に叙する　浅野　修

（羽曳野市議会議員）　阿部　幡彦

早田　勇　乙宗　孝衛

従六位に叙する（各通）　林　澄夫

外賀安兵衛　檜垣　岩雄

正七位に叙する（各通）（以上十月十七日）　川端　弘

正八位　阪口　玄二

（大阪府立大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）　笠井　芳夫

正五位に叙する　飯野　晃

従七位　野口　雪雄

壽圓　緑朗　徳田　保郎

従五位に叙する（各通）　丸山　健一

（諏訪市議会議員）

正六位に叙する　駒田　武久

黒田　庫司　若生　整

宮田　利雄　亀井　弘和

従六位に叙する（各通）　高尾　直俊

石本　鶴雄　**齋**藤　一規

正七位に叙する（各通）（以上十月十八日）　福島　量一

従四位に叙する　青山　茂

正四位に叙する　阿部　郁朗

正七位　後藤　芳則

従四位に叙する（各通）　田村　誠也

古賀　次夫　真島袈裟夫

従五位に叙する（各通）

大沢　清男　木村　英明

正四位に叙する（各通）

古河　正賢

朝日　進　飯崎　進　今川　富夫

植野　清　大川原　寛　今田　芳次

永井　陽一　宮本　重樹　渡部　誠一

従六位に叙する（各通）　内田　一好　里　義弘　宮下　周一

三好コナミ　山川　吉雄

正七位に叙する（各通）　伊藤　満　河野　征

従七位に叙する（各通）（以上十月十九日）　佐藤　邦彦

（大阪大学名誉教授）

正四位に叙する　鈴木　一志　東　正

従五位に叙する（各通）　落合　信義

正六位に叙する　石沢　芳雄　田中　貞夫

従六位に叙する（各通）　岡　常雄　小林　五郎

正七位に叙する（各通）（以上十月二十日）　菅井十二藏　吉田　重雄

松本　瀧彦　山田　鶴一

従五位に叙する（各通）　渥美登良男　大石　金治　小野　弘

千葉　喜三　八幡　道武

正六位に叙する（各通）　内山　喜雄　橘田　正光　笹井　崇司

玉置　尊　中路　輝雄

従六位に叙する（各通）　後藤　秀範　坂本　榮士

正七位に叙する（各通）　竹村　明

（警視庁警部補）

従七位に叙する（以上十月二十一日）　馬場　吉衛

堀本　和行

従七位　青木　靖雄

正六位に叙する（各通）　青木　範夫　尾台　昇

（山形県巡査部長）　小野　晃

神津　寛　鈴木　清孝　田口　進

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上十月二十二日）　百瀬　正巳

汐崎　良男　橋本　尚志

正六位に叙する（各通）（十月二十三日）

○叙勲

（羽曳野市議会議員）　乙宗　孝衛

早田　勇

旭日双光章を授ける（各通）　若槻　義隆

原島　典男　諸見里眞亀

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）　丸山　健一

（諏訪市議会議員）　宮田　利雄

旭日双光章を授ける（各通）　東　清邦

佐伯　義輝　中込　清隆

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）　横田　孝雄

伊藤　博富　宮岡　敬

旭日単光章を授ける（各通）（十月十九日）　浅野　修

瑞宝双光章を授ける　松木　保一

黒岩　輝夫　檜垣　岩雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）　亀井　弘和

飯野　晃　石本　鶴雄

駒田　武久　**齋**藤　一規　壽圓　緑朗

渡部　一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）　谷　克己

高尾　直俊

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）　今川　富夫

朝日　進　伊藤　満

植野　清　内田　一好　大川原　寛

木村　英明　今田　芳次　後藤　芳則

田村　誠也　永井　陽一　宮下　周一

宮本　重樹

瑞宝双光章を授ける（各通）　三好コナミ

浅見　保子　河野　征

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十九日）　東　正

瑞宝小綬章を授ける　落合　信義

瑞宝双光章を授ける（以上十月二十日）　松本　瀧彦

瑞宝小綬章を授ける　後藤　秀範

渥美登良男　内山　喜雄　笹井　崇司

千葉　喜三　八幡　道武

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上十月二十一日）　尾台　昇

青木　靖雄　神津　寛　鈴木　清孝

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十二日）　百瀬　正巳

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十三日）

皇室事項

皇太子差遣

天皇皇后両陛下は、ブータン国国王陛下及び王妃陛下の御来訪に当たり、御訪問のため、十一月十八日午前十時、迎賓館赤坂離宮へ御名代として、皇太子徳仁親王殿下を差し遣わされた。

行啓

皇后陛下は、十一月十八日午前十時十三分御出門、ブータン国国王陛下及び王妃陛下に御挨拶のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行啓、同十時四十七分還啓になった。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係労働者を代表する者本多毅の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年11月22日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。